

11月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和5年11月10日(金) 13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2会議室

会議の内容  
議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
議第44号 非農地判断の可否の決定について  
議第45号 彦根市農用地利用集積計画(案)  
議第46号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎	11 澤田 勘一(副会長)
2 辻 宏(Bブロック長)	12 中川 嘉和
3 田中 金二(会長)	13 辻野 久和(Aブロック長)
4 高田 克己	14 田附 隆司
5 吉岡 巳津夫	15 林 敏
6 北村 文尾	16 濱村 功
7 伴 孝子(副会長)	17 疋田 菜穂子
9 小林 爲夫	18 西川 末美
8 北川 悟	19 月田 晴男
10 松宮 秀治(Cブロック長)	

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

11 富江 文弘 12 西澤 育男 14 杉本 久夫 17 田中 重和  
20 前田 善隆 21 百々 明雄 22 小林 昇

欠席した農業委員は下記のとおり。

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史  
主任 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長(田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから11月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

( 会長挨拶 )

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

11 富江 文弘 12 西澤 育男 14 杉本 久夫 17 田中 重和  
20 前田 善隆 21 百々 明雄 22 小林 昇

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。14番 田附 隆司 委員、15番 林 敏 委員をお願いいたします。

(欠席の場合、16番 濱村 功 委員、17番 疋田 菜穂子 委員)

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

( 会長経過報告 )

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を11月2日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 北村 文尾 委員

( 現地調査立会報告 )

※欠席の場合は、事務局代読

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (竹中 係長)

議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第44号 非農地判断の可否の決定について

議第45号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第46号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

**【3条申請審議】**

それでは、議第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 1番案件**

所有権の移転の1番案件です。

こちらの農地の場所は、旭森小学校、東、セブンイレブンのコンビニがあります大堀町交差点から100mほどさらに東、道路沿いに位置する農地です。

譲渡人の●●さんは、市外在住でこれまでお願いしていた耕作者が高齢のため離農されることで別の耕作者を探していたところ、申請地の隣に住む、譲受人の●●さんと売買する話がまとまったものです。

●●さんは、既に住宅の東側に自身の畑で耕作しており、申請地は一部この畑とも隣接しております。

●●さんは35年の耕作経験があり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、自宅の目の前の農地であることから通作距離も問題ありません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員

特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

現地確認をした際、譲受人にヒアリングし、今後、玉ねぎや花きを作付けすると確認した。

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 2番案件**

所有権の移転の2番案件の申請地は、農業振興地域、青地エリアの農地です。

こちらの農地の場所は、JA 東びわこ南支店から400m南に進み日夏町集落に近接する農地です。

譲受人は日夏町の●●さん、譲渡人は、●●の父、岐阜県瑞穂市の●●さんです。

今回、譲渡人は既に県外に在住しており、農地の管理もできないこと、また、従来から申請地は息子の譲受人が耕作していることから今回、●●さんに贈与する話がまとまりました。●●さんは、15年農業に従事されており、申請地以外の農地でもニンニクを栽培し販売しておることから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

事務局からの説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 3番案件**

所有権移転の3番案件です。申請地は白地の農地エリアに位置する農地。加えて、青地エリアの農地、2筆です。

こちらの農地の場所は、本庄町、稲枝ふたば保育園から北に位置する畑、および田となります。

譲渡人、●●さんは、本庄町に住まわれていた、●●さんの弟です。●●さんから相続にて申請地を取得していましたが、既に県外に在住しており、農地の管理もできないため、この度、兄の懇意にしておりました、●●を通じて、●●さんとの贈与の話がまとまりました。

●●さんは42年の農作業歴もあり、トラクターは保有されていますが、田植え機、コンバインの所有はしていないため、農作業受委託もお願いしながら、その他、水管理などの日常管理を行う予定であると確認しており常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について富江 文弘 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 富江 文弘 推進委員

譲受人は、元認定農業者であり一旦は離農したが身体が思いのほか元気なので改めて耕作したいとのこと。たぐち農産から必要な農機具は借用するとのこと。問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 4番案件**

所有権移転の4番案件です。申請地は、農業振興地域の青地エリアの農地です。

こちらの農地の場所は、金沢町集落の南側にある農地です。譲受人は金沢町に住む、●●さん、譲渡人は京都府京都市に住む●●さんです。

譲渡人は既に県外に在住しており、農地の管理もできないため、金沢町で耕作している●●さんに売買する話がまとまりました。

●●さんは会社員の傍ら40年の農作業歴があり、トラクター、田植え機、コンバインなど農機具等も保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

特に問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

従来は農地中間管理機構を介してフクハラファームと賃貸借していたが、解約して譲受人が耕作する経緯となった。特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

#### 【4条申請審議】

続きまして、

議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

#### 4条 1番案件

転用目的は駐車場兼資材置場。

申請地の隣が宅地となっており、そこでは建築板金や設計事務所、塾等がありますが、資材置場や駐車場が不足しているとして、申請者に貸して欲しいとの打診があったことから、申請に至りました。

申請地は日夏ニュータウン内の八丁目南北通り沿いで、日夏ニュータウン交差点から北に50mほど、農業振興地域外の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周辺には住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体に盛土をし、砂利敷の駐車場兼資材置場として貸出をされます。利用者はこのすぐ隣で事業をされている、●●さんや●●さんとなります。

周辺農地への被害防除措置等については、雨水については地下浸透とされる他、後ろの水路への放流となります。駐車場所有者との話し合いにより、境界は法面とせず、同じ高さに埋め立てされます。進入路についても道路からとはなっていますが、駐車場側からも入れるよう話をされています。裏に通る水路側は砂利が落ちない角度での法面処理とされますことから、問題はないものと思われます。

申請目的実現の確実性については、工事見積書と通帳の写しの添付があり、資金面での問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の他、その他必要書類も整っていることから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

申請地の隣地は、過去、既に転用され駐車場になっており、残地となった申請地を農地としての活用するのは難しいかと思う。申請地の転用は問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

#### 4条 2番案件

転用目的は駐車場兼資材置場です。

申請地は、昭和46年8月20日付で171㎡分が農業用倉庫に一部転用されていますが、今回自宅の車を借地ではなく自身の土地に置きたいこと、申請地の隣で親族が経営している自動車修理工場が車輛や資材の置場に困っており貸出をしたいことを理由に申請をされたものになります。

申請地は薩摩町の集落内に位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周辺には住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、農業用倉庫と修理工場の間を埋めるようなかたちで盛り土を行い、駐車場兼資材置場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、雨水については土地全体が砂利敷きのため、地中浸透となります。盛り土の周囲は法面で処理され、農地への影響がないようにされます。残る田への進入路についても設置されます。また、隣接農地所有者への説明が行われていることも確認しております。

申請目的実現の確実性については、見積書と通帳写しの添付をいただいております、金銭面で問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の他、機構への耕作面積の変更手続きも進めていることを確認しております。その他必要書類も整っていることから、一般基準につきましても問題ないものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

隣地の農地にも引き続き揚水が引けるように配管を伸ばして配慮されるとのこと。特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

#### 【5条申請審議】

続きまして、

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

#### 5条 1番案件

転用目的は美容院で、贈与による所有権の移転を伴います。

譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは親子です。申請地の建っている建物は譲渡人の父、譲受人の祖父である●●さんが農小屋として昭和 50 年頃に農地法の必要な手続きを行わないまま建てられたものになります。現在その小屋は譲受人の●●さんがリフォームして美容院を運営されています。今般、名義等の整理を進めている中で、農地法に必要な手続きができていないことが判明したため、申請されたものです。

申請地は、日夏町泉の集落の西寄りに位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま主に美容院として利用されます。美容院の裏側は現在ハウスを建てて野菜を育てられていますが、他にも子どもの遊び場、ドッグラン的な利用もされています。

周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水排水については、現況のまま地下浸透とされます。隣接地への説明も済まれています。

土地改良区の受益地外であることを確認しております外、その他必要書類の添付も整っています。

顛末書の添付もいただいております、今後は農地法を遵守していただく旨、誓約をいただいております。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いいたします。

○ 前田 善隆 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

#### 5条 2番案件

転用目的は自己用戸建住宅の建築で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは現在市外にお住まいですが、職場の異動をきっかけに彦根市内に住宅が必要となり土地を探しておられたところ、妻の実家にほど近い申請地で売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は、上岡部町集落内、ことぶき保育園のちょうど向かい側にある、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、土地全体を住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、申請地の周囲をCBで囲い、土地や雨水の流出を防ぎます。また、前面道路に向かっての排水となっており、道路との間

にU字溝と集水柵を新設し、前面道路側溝に接続、放流されます。隣地の方への転用計画の説明も済まれています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書、ローン仮審査結果、残高証明書により、金銭面の問題がないことを確認しております。また、開発許可に関しても事前審査が終了し、現在本申請中であることを確認しています。

土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について小林 昇 推進委員、中川 嘉和 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○小林 昇 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 中川 嘉和 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

#### 【非農地判断の可否】

続きまして、

議第44号 非農地判断の可否の決定について、を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

—— 事務局説明 ——

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、担当エリアの、田中 重和 推進委員、林 敏 委員いかがでしょうか。

○ 田中 重和 推進委員

非農地にすることにつき特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

申請地は農地への復旧めどは立たないエリア。非農地判断として問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては非農地判断を認める決定とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第45号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告い

たしますので、ご了承願います。

続きまして、議第46号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)を議題として取り上げます。  
農林水産課より説明をお願いします。

○ 農林水産課(大橋 主事)

(彦根市農用地利用集積等促進計画(案)を読み上げ)

○ 議長(田中 金二)

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画(案)は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

— 農林水産課職員退室 —

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局(八木 貴大)

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出報告 今月は9件です。

報告第32号 農地使用変更届出報告 今月は1件です。

報告第33号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は10件です。

報告第34号 農業者の資格証明書交付状況報告 今月は2件

○ 議長(田中 金二)

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告です。今月は 3 件 面積 2169 m<sup>2</sup>です。

局専報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出報告です。今月は 7 件 面積は 3206 m<sup>2</sup>です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審議いただきありがとうございますございました。これもちまして、11月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。